

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【公表番号】特表2018-537030(P2018-537030A)

【公表日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2018-522916(P2018-522916)

【国際特許分類】

H 04 N 21/434 (2011.01)

H 04 N 21/84 (2011.01)

【F I】

H 04 N 21/434

H 04 N 21/84

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月18日(2019.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エレメンタリーストリームに関する情報を与える少なくとも1つのタイプのメタデータから、前記エレメンタリーストリームから復号されたビデオコンテンツをディスプレイの特性に適応させる方法であって、

1つの特定のタイプのメタデータの存在を示す追加の情報を得ることと、

前記追加の情報をおよび前記ディスプレイの前記特性から、エレメンタリーストリームから復号された前記ビデオコンテンツが前記ディスプレイ上に表示可能かどうかを判定することと、

エレメンタリーストリームから復号された前記ビデオコンテンツが表示可能であると判定された場合は、前記追加の情報をおよび前記ディスプレイの前記特性から、プロセスを選択し、前記選択されたプロセスに従ってエレメンタリーストリームから復号された前記ビデオコンテンツを適応させることと

を含むことを特徴とする、方法。

【請求項2】

前記追加の情報が、前記エレメンタリーストリームの特定の持続時間の間、前記少なくとも1つの特定のタイプのメタデータが信号内に存在するかどうかを示す、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

エレメンタリーストリームに関する情報を与える少なくとも1つのタイプのメタデータから、前記エレメンタリーストリームから復号されたビデオコンテンツをディスプレイの特性に適応させるデバイスであって、

- 1つの特定のタイプのメタデータの存在を示す追加の情報を得、

- 前記追加の情報をおよび前記ディスプレイの前記特性から、エレメンタリーストリームから復号された前記ビデオコンテンツが前記ディスプレイ上に表示可能かどうかを判定し

- エレメンタリーストリームから復号された前記ビデオコンテンツが表示可能であると判定された場合は、前記追加の情報をおよび前記ディスプレイの前記特性から、プロセスを

選択し、前記選択されたプロセスに従ってエレメンタリーストリームから復号された前記ビデオコンテンツを適応させる

ように構成されたプロセッサを含むことを特徴とする、デバイス。

【請求項 4】

プログラムがプロセッサによって実行される際に、請求項1または2に記載のエレメンタリーストリームから復号されたビデオコンテンツをディスプレイの特性に適応させる方法のステップを実行するためのプログラムコード命令を含むコンピュータプログラム製品。

【請求項 5】

少なくとも請求項1または2に記載のエレメンタリーストリームから復号されたビデオコンテンツをディスプレイの特性に適応させる方法のステップをプロセッサに実行させるための命令を格納したプロセッサ可読媒体。

【請求項 6】

プログラムがコンピューティングデバイス上で実行される際に、請求項1または2に記載のエレメンタリーストリームから復号されたビデオコンテンツをディスプレイの特性に適応させる方法のステップを実行するためのプログラムコードの命令を保持する非一時的な記憶媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0105

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0105】

多くの実装形態について説明してきた。それにもかかわらず、様々な変更を行えることが理解されよう。例えば、他の実装形態を生成するために、異なる実装形態の要素を組み合わせることも、補足することも、変更することも、除去することもできる。それに加えて、当業者は、開示されるものの代わりに、他の構造およびプロセスを代用することができ、結果として得られる実装形態は、開示される実装形態と少なくとも実質的に同じ結果を達成するために、少なくとも実質的に同じ方法で、少なくとも実質的に同じ機能を実行することを理解するであろう。それに従って、これらのおよび他の実装形態は、この出願によって企図される。

[付記 1]

符号化済みのビデオコンテンツのエレメンタリーストリーム(42)に関する情報を与える少なくとも1つのタイプのメタデータを有する信号であって、少なくとも1つの特定のタイプの前記メタデータの存在を示す追加の情報(HDRDESCR.)を含むようにフォーマットされることを特徴とする、信号。

[付記 2]

前記追加の情報(HDRDESCR.)が、前記符号化済みのビデオコンテンツの全持続時間の間、前記少なくとも1つの特定のタイプの前記メタデータが前記信号内に存在するかどうかも示す、付記1に記載の信号。

[付記 3]

前記追加の情報(HDRDESCR.)が、前記メタデータの少なくとも一部も含む、付記1または2に記載の信号。

[付記 4]

前記少なくとも1つの特定のタイプの前記メタデータが1組の動的メタデータに属する際は、前記追加の情報(HDRDESCR.)が、

最大動的メタデータリフレッシュレート

その後に前記動的メタデータがリフレッシュされる最小時間間隔を含む群に属する第1のリフレッシュ情報を含む、付記1～3のいずれか一項に記載の信

号。

[付記5]

前記少なくとも1つの特定のタイプの前記メタデータが1組の動的メタデータに属する際は、前記追加の情報(HDR DESC R.)が、

最小動的メタデータリフレッシュレート

その後に前記動的メタデータがリフレッシュされる最大時間間隔

を含む群に属する第2のリフレッシュ情報を含む、付記1~4のいずれか一項に記載の信号。

[付記6]

前記追加の情報(HDR DESC R.)が、前記信号のトランスポートストリーム(41)に存在する、付記1~5のいずれか一項に記載の信号。

[付記7]

前記符号化済みのビデオコンテンツが、高ダイナミックレンジビデオコンテンツであり、前記メタデータが、高ダイナミックレンジメタデータである、付記1~6のいずれか一項に記載の信号。

[付記8]

エレメンタリーストリームに関する情報を与える少なくとも1つのタイプのメタデータから、前記エレメンタリーストリームから復号されたビデオコンテンツをディスプレイの特性に適応させる方法であって、

1つの特定のタイプのメタデータの存在を示す追加の情報(HDR DESC R.)を得ること(102)と、

前記追加の情報(HDR DESC R.)および前記ディスプレイの前記特性(EDI D)から、エレメンタリーストリームから復号された前記ビデオコンテンツが前記ディスプレイ(11)上に表示可能かどうかを判定することと、

エレメンタリーストリームから復号された前記ビデオコンテンツが表示可能であると判定された場合は、前記追加の情報および前記ディスプレイの前記特性から、プロセスを選択し(105)、前記選択されたプロセスに従ってエレメンタリーストリームから復号された前記ビデオコンテンツを適応させる(106)こととを含むことを特徴とする、方法。

[付記9]

前記追加の情報が、前記エレメンタリーストリームの全持続時間の間、前記少なくとも1つの特定のタイプのメタデータが信号内に存在するかどうかを示す、付記8に記載の方法。

[付記10]

付記8または9に記載のエレメンタリーストリームから復号されたビデオコンテンツをディスプレイの特性に適応させる方法を実装するように構成されたプロセッサを含むデバイス(20)。

[付記11]

プログラムがプロセッサによって実行される際に、付記8または9に記載のエレメンタリーストリームから復号されたビデオコンテンツをディスプレイの特性に適応させる方法のステップを実行するためのプログラムコード命令を含むコンピュータプログラム製品。

[付記12]

少なくとも付記8または9に記載のエレメンタリーストリームから復号されたビデオコンテンツをディスプレイの特性に適応させる方法のステップをプロセッサに実行させるための命令を格納したプロセッサ可読媒体。

[付記13]

プログラムがコンピューティングデバイス上で実行される際に、付記8または9に記載のエレメンタリーストリームから復号されたビデオコンテンツをディスプレイの特性に適応させる方法のステップを実行するためのプログラムコードの命令を保持する非一時的な記憶媒体。